

横浜南基署発 1205 第 3 号

令和 6 年 12 月 5 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 神奈川県支部
横浜中地区分会長 殿 / 横浜南地区分会長 殿

横浜南労働基準監督署長

令和 7 年における当署の行政運営に係る御協力の依頼について

時下、貴分会におかれましては、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から当署の行政運営につきまして、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当署管内における令和 6 年 10 月末現在の休業 4 日以上之死傷災害は、668 件（うち死亡災害 4 件）で、前年同期比 102 件、18.0%の増加となっています。（新型コロナウイルス患者数を除く。）

一方で、管内の陸上貨物運送事業（道路貨物運送業及び貨物取扱業）における死傷災害は、82 件（うち死亡災害 1 件）で、前年同期比 17 件、26.2%の増加となっています。

（同。）

第 14 次労働災害防止推進計画の最終年の目標値である休業 4 日以上之死傷災害 92 件以下を達成するため、会員事業場における労働災害防止の取組をより一層強めていただく必要があります。

つきましては、健康確保対策、災害防止対策及び適正な労務管理等について、下記の点に留意の上、積極的な分会活動の取組をお願い申し上げます。

記

1 墜落・転落災害防止について

陸上貨物運送事業における事故の型別では、墜落・転落災害が 19 件 23%と最も多く、近年、トラックの荷台からの墜落・転落災害の占める割合が高い状況にあること

から、改正された労働安全衛生規則への対応を会員事業場が行えるよう、昇降設備の使用、保護帽の着用等改正内容の周知とテールゲートリフターの特別教育の受講勧奨を引き続き実施してください。

2 行動災害防止と高年齢労働者への配慮について

陸上貨物運送事業における行動災害では、動作の反動・無理な動作災害 15 件 18%、転倒災害 14 件 17%と 2 番目、3 番に多い災害となっています。

また、死傷災害のうち 50 歳以上の被災者は、51 件 62.2%と高い発生件数となっています。

近年、高年齢労働者の災害防止対策を推進していますので、転倒災害・腰痛災害の予防と併せて高年齢労働者に配慮した作業管理、作業環境管理及び健康管理等の取組を会員事業場が、より一層進めるための説明会等の機会を設けることを検討してください。

3 フォークリフトに係る災害防止について

陸上貨物運送事業における起因物別では、物上げ装置・運搬機械による死傷災害が 33 件 40.0%となっていることから、とくに、フォークリフトの使用に当たっては、接触災害を防止するため、作業計画の策定、作業指揮者の選任・職務遂行といった法令で定める事項の徹底を図るよう、会員事業場に周知を図ってください。

4 熱中症対策について

熱中症対策は、「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策が確実の行われるよう、引き続き周知、啓発を行ってください。

5 健康起因事故の防止について

トラックドライバーの健康に起因する交通事故防止のため、各会員事業場において、過重労働縮減とともに、事業場における定期健康診断結果に基づく保健指導、健康教育の実施を積極的に行うよう働きかけを行ってください。